

平成 24 年 1 月 1 日決定
令和 5 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正

福生市立学校長交際費支出及び公表基準

(目的)

第 1 条 福生市立学校長（以下「学校長」という。）交際費の支出内容、支出金額を定めるとともに、学校長交際費に係る公表基準を定めることにより、適正な事務執行及び透明性の確保に資することを目的とする。

(学校長交際費の支出及び区分等)

第 2 条 学校長交際費は、学校運営上必要性を有し、かつ、社会通念上妥当と認められる場合に、次の表に掲げるとおり支出する。

| 区分 | 種別 | 対象 | 金額 |
|------|-----|---|-----------|
| 慶弔費等 | 祝金 | 関係団体（市から補助金を受けている団体を除く。） | 3,000 円以内 |
| | 弔慰金 | 当該学校の児童・生徒及びその父母、学区内関係者（PTA（正副会長）及び学校評議員） | 5,000 円以内 |
| | 見舞金 | 当該学校の児童・生徒、PTA（正副会長） | 3,000 円以内 |
| 接待費 | 謝礼 | 施設見学、校内視察研修、高校訪問時の手土産等 | 3,000 円以内 |
| その他 | その他 | 学校経営上、特に必要と校長が判断できるもので社会通念上必要と認められるもの（教育長との事前協議を要する。） | 3,000 円以内 |

備考 見舞金は 15 日以上入院したときとする。

(学校長交際費の公表等)

第 3 条 学校長交際費は、その支出状況を公表するものとする。

2 前項の規定による支出状況の公表は、次に掲げる事項について行うも

のとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 種別
- (3) 支出内容
- (4) 金額

3 学校長交際費の公表方法は、毎月、市ホームページに掲載するとともに、市の情報スペースにおいて閲覧に供するものとする。

4 学校長交際費の公表に係る支出内容に含まれる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を遵守しなければならない。

（学校長交際費使用伺票）

第 4 条 学校長交際費を支出しようとする場合には、学校長交際費使用伺票（別記様式）により、教育長の決裁を受けなければならない。

（委任）

第 5 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式)

学 校 長 交 際 費 使 用 伺 票

| | |
|-------|-------|
| 学 校 名 | |
| 起 案 日 | 年 月 日 |
| 決 裁 日 | 年 月 日 |

| | | | | | |
|-----|-----|------|---------|-----|-----|
| 教育長 | 参 事 | 学務課長 | 学務・給食係長 | 校 長 | 副校長 |
| | | | | | |

| 交 際 費 区 分 | 慶弔費等 | 接待費 | その他 |
|--------------------|------|-----|-----|
| 使 用 目 的 (会の名称等) | | | |
| 開 催 場 所 | | | |
| 開 催 日 | | | |
| 交 際 の 相 手 方 | | | |
| 学 校 の 出 席 者 | | | |
| 支 払 先 住 所 氏 名 等 | | | |
| 予 定 金 額 | 円 | | |

| | |
|---------|-------------|
| 持参人 職氏名 | 支 出 決 定 金 額 |
| | 円 |

備考1 領収書は裏面添付